

## 千葉県公害防止協力財団事務運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、千葉県公害防止協力財団（以下「財団」という。）が、千葉市公害健康被害救済補償事業に関する協定書（昭和50年10月13日締結）に基づく事業財源の確保のため実施する、健康被害救済事業基金募集に要する事務運営費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、財団に対し補助金を交付する。

### (千葉市公害健康被害救済補償事業)

第2条 千葉市公害健康被害救済補償事業とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号）による補償給付の補完及び充実。
- (2) 「千葉市公害健康被害救済補償要綱」により市長が認定した者に対する法の例による補償並びにその補完及び充実。
- (3) 公害保健福祉事業。

### (事務運営費)

第3条 事務運営費とは、前条に規定する事業を千葉市が実施するに当たり、その事業財源確保のために、財団が対象企業等から拠出金の募集を行うための費用をいう。

### (補助対象、補助対象経費及び補助率・補助額)

第4条 補助対象、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに事務運営費補助金交付申請書（様式第1-1号又は第1-2号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

### (交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による通知は事務運営費補助金交付決定通知書（様式第2-1号又は第2-2号）によるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定に基づく通知に附する条件は、次の各号に掲げる事項とするものとする。

- (1) この補助金は、市長が承認した用途以外に使用してはならない。
- (2) 事業の計画及び内容の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、人件費の合計金額が1/10以内で増減する場合又は事務費の合計金額が減額する場合はこの限りではない。
- (3) 千葉県補助金等交付規則及び千葉県公害防止協力財団事務運営費補助金交付要綱を遵守すること。

(実績報告)

第8条 規則第12条により実績報告をしようとするときは、事業完了後1月以内に事務運営費補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(額の確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は事務運営費補助金交付額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の請求をしようとするときは、事務運営費補助金交付実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、事務運営費補助金一括(分割)事前請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

<p>1 補助対象</p>	<p>健康被害救済事業基金募集に要する事務運営費</p>
<p>2 対象経費</p>	<p>1 人件費（給料手当、法定福利費、福利厚生費、役員報酬） 2 事務費（会議費、旅費交通費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費）</p>
<p>3 補助率・補助額</p>	<p>対象経費に <math>8 / 10</math> を乗じて得た額又は予算額とを比較していずれか少ない額</p>

様式第1-1号

年 月 日

事務運営費補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者名

印

年度事務運営費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書

様式第1-2号

年 月 日

事務運営費補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令環環保第 号で交付決定のあった事務運営費補助金を変更したいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の変更内容
- 2 交付を受けようとする変更後補助金の額及び算出の基礎
- 3 添付書類
  - (1) 変更後事業計画書
  - (2) 変更後収支予算書

様

事務運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度事務運営補助金について、  
次のとおり交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 交付予定日
- 3 交付条件

- (1) この補助金は、市長が承認した用途以外に使用してはならない。
- (2) 事業の計画及び内容の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、人件費の合計金額が1/10以内で増減する場合又は事務費の合計金額が減額する場合はこの限りではない。
- (3) 千葉県補助金等交付規則及び千葉県公害防止協力財団事務運営費補助金交付要綱を遵守すること。

様

事務運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度事務運営補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

1 変更後の補助金交付決定額 円

2 交付予定日

3 交付条件

- (1) この補助金は、市長が承認した用途以外に使用してはならない。
- (2) 事業の計画及び内容の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、人件費の合計金額が1/10以内で増減する場合又は事務費の合計金額が減額する場合はこの限りではない。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉県公害防止協力財団事務運営費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号

年 月 日

事務運営費補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定のあった事務運営費補助金の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の既交付額

年 月 日交付 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第4号

第 号

様

事務運営費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け千葉県指令環境第 号で交付決定した平成 年度  
事務運営費補助金については、千葉県補助金等交付規則第13条の規定により、交付  
額を 円に確定する。

年 月 日

千葉市長 印

様式第5号

年 月 日

事務運営費補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け千葉市指令環境第 号事務運営費補助金確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付請求額     | 円 |
| 3 | 添付書類      |   |

(1) 事務運営費補助金交付決定通知書の写し

様式第6号

年 月 日

事務運営費補助金一括（分割）事前請求書

（あて先） 千葉市長

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け千葉市指令環境第 号により補助金の交付決定のあった補助金一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、請求します。

1 補助金の交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 添付書類

(1) 事務運営費補助金交付決定通知書の写し